

高圧ガス保安法施行令関係告示

平成九年三月二十四日

通商産業省告示第百三十九号

改正	平成九年九月一七日	告示第五一七号
	同 一〇年三月二七日	同第一五三号
	同 一一年九月三〇日	同第五四六号
	同 一二年三月二九日	同第一五〇号
	同 一二年一月二七日	同第八九八号
	同 一五年三月三一日	同第九七号

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示を次のように定める。

第一条 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二条第三項第二号の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであって、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 屋外に設置され、かつ、圧縮装置を含む設備系内で取り扱っているガス（以下この条において単に「ガス」という。）が漏洩した場合において、漏洩したガスが滞留するおそれのあるピットの内部及びそれに近接する場所に設置されていないこと。
- 二 屋内に設置され、かつ、圧縮装置の周囲における水平方向の少なくとも二方向が開放されており、障壁その他通気を妨げる物等により、通気が遮断されていないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該設備からガスが全量漏洩した場合において、ガスが滞留するおそれがある場所について空気中の酸素濃度が十八パーセント未満とならないことが確認でき、又は次に掲げる装置のいずれもが設置されていることその他滞留を防止するための適切な措置が講じられていること。
- イ ガスの漏洩を検知し、警報し、かつ、当該設備の運転を自動的に停止するための装置
- ロ 当該圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止し、かつ、当該圧縮機の入気側のガスの流入を自動的に遮断する装置
- ハ 滞留したガスを強制的に換気する装置であって、ガスが漏洩するおそれがある場所の構造に応じ十分な換気能力を有するもの

第二条 令第二条第三項第六号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーบอนを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及

びその附属品を含む。以下「回収装置」という。)であって、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン(不活性のものに限る。)とする。

一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。

ロ 着脱容器及びその附属品(フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオロカーボン五百七Aを入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。)は、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)に適合していること。

二 回収装置(着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。)の内面又は外面に圧力を受ける部分(以下「耐圧部分」という。)の材質が、次に掲げるものであること。

イ 耐圧部分(ロに掲げるものを除く。)の材料は、鋼又は軽金属であり、内圧容器の溶接接合部分は、炭素の含有率が〇・三五パーセント以上である鋼が使用されていないものであること。ただし、耐圧部分のうち常用の圧力が〇・三メガパスカル以下の部分及びホースにあつては、取扱うフルオロカーボン及び油についての適合性及び十分な耐久性を有するゴム又は合成樹脂を使用することを妨げない。

ロ 液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあつては、十分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであつて日本工業規格B 8 2 1 1 (1994)に適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。

三 回収装置(着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。)は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。

イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第六条第一項第十一号、第十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行ったものであること。

ロ 回収装置の耐圧部分は、当該回収装置の製造者又は販売者が常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)において、局部的なふくらみ又は漏れ等の異常がないものであって、当該試験の結果が添付されているものであること。

ハ 回収装置は、当該回収装置の製造者又は販売者が常用の圧力以上の圧力で行う気

密試験において、漏れ等の異常がないものであって、当該試験の結果が添付されているものであること。

四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体（回収装置のうち接合容器、着脱容器及び計量器等の附属品を除いた部分をいう。以下同じ。回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、分割された部分ごと）は、常用の圧力を超えた場合に作動する安全装置（バネ式安全弁、破裂板又は逃し弁に限る。）を有すること。

ロ 接合容器（フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオロカーボン五百七Aを入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ 計量器は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。

ニ 回収装置は、常用の温度において液化フルオロカーボンの容量が、接合容器又は着脱容器の内容積の九十パーセントを超えないようにするための過充てん防止機構を有すること。

ホ 加熱装置を有する回収装置にあっては、加熱される部分の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度以下にする安全装置を有すること。

ヘ イからホまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体、接合容器、着脱容器、計量器及び冷凍設備の相互の接続並びに回収装置本体及び接合容器の配管等の接合は、確実であって、電動機等からの振動及び移動中の振動により緩まない構造であること。

ロ 着脱容器を回収装置本体に取り付けて用いる回収装置にあっては、着脱容器の取付け及び取外しが容易であり、着脱容器の転落及び転倒を防止するため、当該着脱容器を確実に保持できる構造であること。

ハ 回収装置は、ドライヤコア等の交換部分を交換する場合に、開放する部分に他の部分からガスが漏れいすることのないよう、当該開放部分の前後に当該ガスを遮断できるバルブ等を有する構造であること。

ニ 加熱装置を有する回収装置にあっては、接合容器、着脱容器又は計量器を電熱器等により直接に、かつ、四十度以上に加熱しない構造であること。

ホ 回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割される部分ごと）のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ 回収装置は、傾斜角度十度において転倒又は滑降しない構造であること。

六 回収装置の操作盤、バルブ等には、作動状態、開閉方向等が表示されたものであること。

七 回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イ 製造者又は輸入者の名称

ロ 設備の名称

ハ 型式及び機器番号

ニ 仕様（回収ガスの種類、接合容器の容積等）

ホ 異常が発生した場合の連絡先

ヘ 回収装置本体が分割できる構造のものにあっては、共に使用することができる分割された部分の名称及び型式

ト 着脱容器を用いる回収装置にあっては、共に使用することができる着脱容器の型式

チ 共に使用することができる附属品の名称及び型式

リ 取扱い上の注意

- 1 変形、腐食の有無の日常点検をすること
- 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 3 風通しの良い所で使用すること
- 4 雨等でぬらさないこと
- 5 粗暴な取扱いをしないこと
- 6 その他の取扱い上の注意

八 回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。

イ 共に使用することができる分割された部分（計量器にあっては、共に使用することができる回収装置本体）の名称及び型式

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、「高圧ガス取扱装置」との警戒標

ハ 取扱い上の注意

- 1 温度が、四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 2 その他の取扱い上の注意

第三条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、清涼飲料水、果実酒、ビ

ール及び発ぼう酒とする。

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 内容積三十立方センチメートル以下の容器（当該容器に充てんされたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。）に充てんされた液化ガス（毒性ガス（容器保安規則第二条第三十号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。）を含むものを除く。）

二 次に掲げる基準に適合する容器に充てんされた液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

イ 材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

ロ 充てんされたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四 a の容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

ハ 液化フルオロカーボン十二の容器にあつては一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ニ 液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては二・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ホ 液化フルオロカーボン百三十四 a の容器にあつては一・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・三メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヘ 液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・〇メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ト 液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては三・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

チ 液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力

を加えたとき変形せず、かつ、四・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

リ 充てんする容器は、本号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A 又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

ヌ 次に掲げる事項を、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であって通関前のものについては、この限りでない。

高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。

- 一 温度が四十度以上となるところに置かないこと。
- 二 缶の温度を四十度以上に上げないこと。
- 三 火の中に入れないこと。

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のもののうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であって、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第二条第二十九号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第十一条の二に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。

- 1 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品
- 2 薬事法第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であって、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ エアゾールにあつては温度三十五度においてエアゾールの体積が容器の内容積の九十パーセント以下、エアゾール以外の液化ガスにあつては容器の内容積に応じて容器保安規則第三十四条の規定により計算した質量以下のものであること。

ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積百立方センチメートル以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものに限る。）に充てんされたものであること。

ニ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十

度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しない容器に充てんされたものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しない容器に充てんされたものにあつては、この限りでない。

ホ 容器に充てんされた液化ガスを温度四十八度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

ヘ バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。

ト 充てんする容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二若しくは液化フルオロカーボン百三十四 a の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外のものにあつては、ガスの名称（可燃性ガスにあつては、可燃性ガスである旨の表示を含む。）を容器（輸入液化ガスにあつては、通関後のものをいう。）の外面に明示したものであること。

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十六ポイント以上（ひらがなの部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十二ポイント以上（ひらがなの部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充てんされたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中＜二重構造容器につき捨て方注意＞について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの 容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤 が噴出する構 造のもの	火炎長試験による 火炎が認められな いものであつて、 かつ、噴射剤とし て可燃性ガスを使	高温に 注意	高圧ガスを使用しており危険な ため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険が あるため、直射日光の当たる所 や火気等の近くなど温度が四

	用しないもの		十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。 三 使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類
	火炎長試験による火炎が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 五 使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの	高温に注意	高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 〈二重構造容器につき捨て方注意〉 <u>ガスが容器内に残る構造であるため、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u>

火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 〈二重構造容器につき捨て方注意〉 <u>ガスが容器内に残る構造であるため、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u>
火炎長試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 〈二重構造容器につき捨て方注意〉 <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、枠外に示す方法によりガスを排出してから</u>

			捨てること。
火炎長試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意		高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 高压ガス：使用するガスの種類 <u>〈二重構造容器につき捨て方注意〉</u> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u>
備考			
一 火炎長試験は、エアゾール(以下「試料」という。)の温度を二十四度以上二十六度以下にし、次に規定する試験装置及び試験方法により行うこととする。 火炎長試験 イ 試験装置 食塩による火炎着色装置を付けたバーナー(都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。)及び試料(容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。)を十五センチメートルの間隔に配置する。 ロ 試験方法 バーナーの火炎の長さを四・五センチメートル以上五・五センチメートル以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分之一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。 二 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。			

- 三 「度」の部分は、「℃」と表示することができる。
- 四 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。
- なお、名称は略称で表示することができる。
- 五 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用するエアゾールであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。

ヌ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充てんされたエアゾールにあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充てんされたものであること。

ル 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器（輸入液化ガスにあつては、通関後のものをいう。）にあつては、見やすい箇所に適切な排出方法を鮮明に表示したものであること。

第五条 令第六条第一号の経済産業大臣が定める高压ガスは、液化酸素（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）とする。

2 令第六条第六号の経済産業大臣が定める緩衝装置は、次に掲げるもののうち、不活性ガス又は空気を封入した物であつて設計圧力を超える圧力にならない構造のものとする。

一 エア・サスペンション

二 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置であつて、前号に掲げるものを除く。）

第六条 令第十五条第一号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 当該設備が定置式製造設備であること。

二 当該設備は窒素のみを製造するものであること。

三 一般高压ガス保安規則第二条第十八号及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第十九号の規定により算出した当該設備の処理能力が百立方メートル以上であること。

四 原料空気圧縮機の吐出圧力が、一メガパスカル未満であること。

五 原料空気の不純物を精製除去するための吸着方式の設備を有すること。

六 空気液化分離器は二重殻密閉構造のものであること。

2 令第十五条第二号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 当該設備が定置式製造設備であること。

二 当該設備の冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る。）であること。

三 当該設備の冷媒ガスの充てん量が三千キログラム未満であること。

四 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第五条の規定により算出した当該設備の一日の冷凍能力が五十トン以上であること。

附 則

第一条 この告示は、平成九年四月一日から施行する。

第二条 昭和四十一年通商産業省告示第五百五十七号（高压ガス取締法施行令第三条第三項第六号の規定に基づく高压ガス取締法の適用が除外される液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液）、平成元年通商産業省告示第五百八十五号（高压ガス取締法施行令第三条の三第一号の規定に基づく高压ガス取締法の販売事業の許可を要しない医療用の高压ガスから除外される高压ガスの種類）、平成三年通商産業省告示第二百三号（高压ガス取締法施行令第三条第三項第七号の規定に基づく高压ガス取締法の適用を除外される液化ガス）、平成五年通商産業省告示第四百三十六号（高压ガス取締法施行令第三条第三項第五号の規定に基づく高压ガス取締法の適用を除外されるフロンガス回収装置内におけるフロンガス）、平成八年通商産業省告示第七十八号（高压ガス取締法施行令第三条の五の規定に基づく高压ガス取締法第五十六条の七第一項に規定する指定設備）は、廃止する。

附 則 〔平成九年九月一七日告示第五一七号〕

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高压ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の規定に基づき表示されたエアゾールについては、改正後の高压ガス保安法施行令関係告示第四条第三項チ及びリの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。

改正文 〔平成一二年三月二九日告示第一五〇号〕 抄

平成十二年四月一日から施行する。

改正文 〔平成一二年一二月二七日告示第八九八号〕 抄

平成十三年一月六日から施行する。

附 則 〔平成一五年三月三一日告示第九七号〕

この告示は、公布の日から施行する。